

検討項目	論点	委員意見
3. 給付と負担 ①給付水準	<p>○高齢者世帯の生計費を賄うという観点、現役世代の生計費との比較、等から見て、年金の給付水準をどうとらえるか。</p>	<p>【一定の水準の確保が必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老後生活の基本部分を保障する水準の確保が必要。基礎年金と厚生年金をあわせた給付水準は、将来にわたり、在職時の勤労収入の一定割合（可処分所得間の比較で所得代替率55%）を保障すべき。（大山・山口・小島） <u>支えるべきは「お年寄り」だけではない。</u>将来制度を構想する上で基礎にすべき指標は、就業者に対する全人口の比率。今後も就業率と国民一人当たり生産性の上昇が図られるならば、社会保障の水準も現在と同程度に維持することが可能。（大山・山口・向山） <p>【給付水準を引き下げるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金の給付水準はやや過大であり、年金課税、45年加入化、モデル年金の世帯の変更、乗率や定額単価の引下げといった案による適正化が必要。ただし、前回改正で引き下げたばかりであることや人口や経済の推移をもう少し見守る必要があることなどから、適正化は時間をかけて行うという選択もある。（堀） スウェーデン方式の導入などと合わせて、現行の給付水準そのものの見直しと絡めて行うことが必要。（神代） たとえ現役世代が納得のいく、合理的な範囲で負担を増加させたとしても、将来の給付水準の低下は避けられない。世代間の公平が図られた持続可能な仕組みにするため、負担上昇を極力抑制する観点から、給付の徹底した見直しを行るべき。（岡本・矢野） 公的年金の代替率は高すぎるので、30%程度に引き下げていくべき。保険料を固定し、新しい受給者から給付の引下げを行うこととしてはどうか。公的年金の役割の縮小分は、私的年金でカバーされるべき範囲である。（若杉） 物価下落の際も物価スライドを実施すべき。また、一定の割合を超えて上下した場合にスライドを実施する「ゾーン制」とすべき。（堀・渡辺） <p>【任意加入の制度と組み合わせて給付水準を考えるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>公的年金と私的年金の比重を見直す</u>というそもそもの考え方もあるが、公的年金の給付水準が下がる中で、その水準が低すぎると考える者については、公的年金制度の中で任意の拠出建ての制度を別途選択できるようにして、水準の確保を図るという考え方もある。<再掲>（翁）
②保険料負担	○将来の保険料水準を過度に上昇さ	【保険料凍結の解除が必要とする意見】

のあり方

せないためには、現在凍結されている保険料（率）の引上げを再開すべきではないか。

- ・年金制度は長期的・計画的に行うべきもので、例外的に必要な場合を除き、短期的な経済政策によって左右されるべきではない。保険料凍結は解除すべき。（堀）
- ・保険料の引上げの凍結は、財政規律という観点からは好ましくない。世代間の負担の公平を考え、できるだけ早く最終保険料率に到達させるべき。西欧諸国の保険料水準と比較すると、我が国はまだ低い段階にある。引上げを怠ると、高齢化のピーク、あるいはその後の保険料水準が極めて高くなる。（近藤）
- ・保険料凍結は早急に解除すべき。（山崎）

○前回改正での最終保険料（率）の設定も踏まえ、将来の最終保険料（率）及び到達時期についてどう考えるか。

【最終保険料引上げには慎重な意見】

- ・安易な社会保険料引上げを行うことなく税負担を含めた国民負担率の上昇を極力抑制すべき。（岡本・矢野）
- ・保険料負担の上昇をできるだけ抑制するため、基礎年金の国庫負担を早急に2分の1に引き上げ、近い将来税方式への転換を目指すべき。また、段階保険料方式を見直し、積立金を取り崩して保険料引上げを抑えるべき。（大山・山口・向山）

【年収の20%を大幅に下回る水準で長期間保険料を固定すべきとする意見】

- ・医療・介護等の社会保険料負担の高まりや、世代間の不公平のは是正、基礎年金部分の間接税方式への移行を踏まえ、年収の20%を大幅に下回る水準で長期間保険料を固定すべきである。（矢野）

【最終保険料は年収の20%とすることが必要とする意見】

- ・将来保険料水準は、前回改正で設定された20%程度。その程度であれば、諸外国との比較でみても許容されるべき。（山崎）

【不安感を招かないよう上限となる率を明示すべきとする意見】

- ・保険料の引上げが続くと、半永久的にあがり続けるのではないかという不安感を招くおそれがあるので、例えば20%なら20%で、これ以上になることはないという数字を明示すべき。（杉山）

【5年ごとでなく小刻みに保険料を引き上げる方法をとるべきとする意見】

- ・5年ごとの引上げでなく毎年の小幅引上げも選択肢。（堀）
- ・厚生年金の保険料は、国民年金と同様、毎年小刻みに引き上げるべき。（山崎）
- ・5年に一度の引上げでなく、必要に応じて小刻みに引上げを実施するよう改めるべき。（大山・山口・向山）
- ・上限となる保険料率として明示された範囲内で、小幅に引き上げていくべき。（杉山）

○厚生年金に係る保険料の5年ごとの引上げについて、どう考えるか。

<p>③想定を超えた社会経済の変動に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときに、その都度給付内容や将来の保険料負担を見直していくことには限界があるのではないか。 ○将来にわたって最終保険料の上限を固定し、その後人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときは、給付水準を自動的に調整する手法についてどう考えるか。また、その方法についてどう考えるか。 	<p>【給付の抑制と負担の増加の繰り返しが制度に対する信頼を損なっているとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の公的年金制度は急速な少子高齢化の進行や経済基調の変化などに対応できず、5年ごとに負担の増加と給付の抑制を繰り返している。このことが、国民の年金制度に対する信頼を損なっている。(矢野) ・制度の見直しのたびに給付の抑制と負担の増加の繰り返しで、制度に対する国民の信頼は揺らぎ始めている。(渡辺) <p>【保険料を固定して給付水準を自動的に調整する仕組みを検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデンの改革にならって、経済成長率の変動にリンクして自動的に給付を調整することや、寿命の伸長に伴って自動的に給付水準を引き下げる序数方式を導入することなどを、現行の給付水準そのものの見直しと絡めて行うことが必要。(神代) ・スウェーデン改革のいくつかの要素のうち、保険料を固定して社会経済情勢の大きな変化に対しては自動的に給付水準を調整するという考え方は、我が国にも応用できるのではないか。(近藤) ・日本は保険料の引上げ途上にあるなど相違点はあるが、スウェーデン型の、給付の自動変更の仕組み、自動安定化装置の導入（少子化の進行を遅らせるインセンティブの可能性、頻繁に負担と給付を見直すことへの不信から脱却できる）といった点を参考に改革を検討すべき。(翁) ・将来にわたって保険料率を固定する方式がわかりやすくてよい。(杉山) ・保険料を将来にわたり固定することを制度の基本とし、事前に定められたルールにより給付水準が自動的に調整される仕組みとすべき。(岡本・矢野) ・保険料を一定水準にまで引き上げた後の外生的な社会経済変動に対しては、積立金の取り崩しや自動調整装置等による対応も考えられる。(山崎) ・概念上の拠出建てを導入し、高齢化の影響を反映させるため、社会全体の賃金総額の伸び率などを見なし運用利回りとする。また、65歳時点の平均余命年数を基本とする除数で年金原資を割って年金額を求める。これ以上の経済変動が起こった場合には、拠出の水準や引上げのスケジュールを固定して、人口構成や経済情勢の変化で給付は自動的に調整されるようにしておき、5年毎の給付の調整のための制度改正を原則として行わないようにするべき。(翁) ・基本的に重要なのは、「経済情勢等の変化で給付を自動的に調整する」ということについて事前に国民的コンセンサスを得ることであろう。(翁) <p>【少子化への取組や経済発展に向けた努力によって給付や負担が変動する仕組みが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「努力を前提に高い水準」というリスクの高い方式でなく、「努力しなければ悲観的
-----------------------------	---	---

		<p>ものになるが、努力すれば給付は高く負担は低くなる」という仕組みを内蔵した設計とすることが、現状では最も望ましく現実的。国民全体の努力を引き出すインセンティブを制度自体に組み込むことが望ましい。（渡辺）</p> <p>【負担を固定した場合の給付の自動調整については、下がりすぎないよう一定の限度を設けるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン型で、環境変化が大きい場合、給付水準が限度を超えて下がってしまうことについては、一定の限度を設ける必要がある。ILO第102号条約にあるような水準がひとつの目安。（近藤） <p>※ ILO第102号条約 「標準受給者（年金受給年齢の妻を有する男子）について、30年拠出した場合に従前の所得額の40%の給付を確保すること。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料固定については、固定するにしても段階保険料の率としての固定。ただし、給付が大幅に変わるのは、公的年金として基本的に望ましくないので、一定の範囲を超えて変わる場合は固定した保険料率を変えるという留保を付けて固定することが考えられる。（堀） <p>【労働力率、出生率の変動による給付の調整を受ける世代についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、出生率が低下した世代や労働力率が低下した世代に対して、給付の調整が行われるべきではないか。ただし、経済の低迷により、被保険者数が減少したり賃金が低下したため年金財政が悪化した場合は、賦課方式の公的年金について年金額を引き下げるることは妥当。（堀） <p>【現役世代の可処分所得に応じた給付とすることで調整が可能とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現役世代の可処分所得に応じて年金額をスライドさせることにより、可処分所得ベースの代替率を維持しつつ、人口変動に対応した調整を行うことが可能。（大山・山口・向山）
④現在受給している年金の扱い	○将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の適正化を求める場合、現在の年金受給者に対しても、給付水準の適正化を求めるについてどう考えるか。また、その場合の方法についてどう考え	<p>【既裁定年金についても適正化を検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法29条との関連において慎重に検討が必要だが、私見では既裁定年金を適正化することについて十分な公共性がある。（神代） ・既裁定年金も適正化（物価スライドを停止した従前額保障方式）（堀） ・年金制度の維持、存続のため、既裁定者も現役世代の負担の痛みの一部を分かち合う気持ちを持ち、世代間のアンバランスを縮小させることが望まれる。（岡本・矢野）

るか。

- ・平均余命の延びに応じて既裁定年金を減額することは、生涯の受給総額が変化しないので受け入れられるのではないか。（近藤）

【既裁定年金について賃金スライドを復活すべきとする意見】

- ・現役世代とのバランスをいうのであれば、既裁定の年金額の物価スライドのみでは足りず、賃金スライド（ネット・ネット方式）の復活が是非とも必要。（大山・山口・向山）